

減免を受けられる方の範囲

下表に記載されている手帳の交付を受けている方で、「手帳及び障害の区分」欄に応じ、それぞれの「障害の等級別」欄に該当する障害のある方が対象です。

手帳及び障害の区分		障害の等級別											
		本人運転						生計を一にする家族又は常時介護者が運転					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者手帳	視覚障害	○	○	○	○			○	○	○	○		
	聴覚障害		○	○					○	○			
	平衡機能障害			○						○			
	音声・言語機能障害			○						○			
	上肢不自由	○	○					○	○				
	下肢不自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	体幹不自由	○	○	○		○		○	○	○			
	乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○注1				○	○注1				
		移動機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○注2		
	心臓機能障害	○		○				○		○			
	じん臓機能障害	○		○				○		○			
	呼吸器機能障害	○		○				○		○			
	ぼうこう又は直腸機能障害	○		○				○		○			
	小腸機能障害	○		○				○		○			
	免疫機能障害	○	○	○				○	○	○			
肝臓機能障害	○	○	○				○	○	○				
療育手帳	判定が「A」												
精神障害者保健福祉手帳	障害の等級が「1級」												
戦傷病者手帳	亘理町税務課にお問い合わせください。												

注1) 一上肢による運動機能障害は除く

注2) 一下肢のみに運動機能障害がある場合は本人自ら運転する場合に限る